

# 金沢森林組合だより

第7号 発行 平成26年7月

本所 〒920-1301 金沢市永安町77番地 電話076(229)1131 Fax 076(229)1083	金沢ウッドプラザ(宮野工場) 〒920-0153 金沢市宮野町440番地 電話076(257)8331 Fax 076(257)8377	緑化木センター 〒920-1302 金沢市末町12字148-1 電話076(229)2248 Fax 076(229)2347	森本事業所 〒920-0172 金沢市河原市町口61番地 電話076(257)2077 Fax 076(257)2344	津幡事業所 〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪ハ117番地3 電話076(288)3132 Fax 076(288)3133	かほく事業所 〒929-1207 かほく市夏栗129番地 電話076(281)0728 Fax 076(281)1135
---	--	---	--	---	--

## 門村組合長のあいさつ



合併による当組合の発足から6年が経過致しました。

平成25年度のわが国経済は、政府の金融政策、財政政策、成長戦略の「三本の矢」の効果もあって、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど、着実に上向いているとされています。他方、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、また、業種ごとの業況にはばらつきがみられ、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばとされています。

林野庁は、平成24年度より森林整備の為の補助金交付の前提として「森林経営計画」の作成を義務づけました。

「森林経営計画」とは、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画で、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としています。

森林経営計画では、属地計画と属人計画の2種類があり、属地計画では、エリアの林班の面積の2分の1以上の面積規模を、属人計画では所有している森林面積が100ha以上という規模を満たす必要があります。

ところが、零細な所有者が多いことから、属地計画を立てようにも所有者が何十人もいて意見がまとまらない、属人計画を立てようにも該当面積を単独で所有しているケースはほとんど見られないなど、これまで個人所有の森林では森林経営計画を立てられなかったケースが多くありました。

こうしたことから、林野庁は、この「森林経営計画」の認定要件を、平成26年度から見直すことを決めました。現場の実態に合わせ、林班にこだわらずに一

定の区域内で30ha以上を確保していれば認めるようにすることです。

当組合では、平成25年度においても、各事業所にて森林所有者の理解を得ながら事業地を取りまとめ、森林経営計画の作成に積極的に取り組みました。進捗状況の確認、情報交換及び課題の把握に努め、目標の達成のために必要な事項を検討し、早めの解決を図ってまいりました。

結果として、平成25年度におきましては事業収益が12億7400万円で純利益が5100万円と、合併後最高の成績で6期連続の黒字決算を達成する事ができました。

これもひとえに県・市・町を初めとした関係者の皆様のご指導と組合員の皆様のご協力のおかげと深く感謝申し上げますと共に厚く御礼申し上げます。

今後におきましても、県・市・町と連携しながら森林経営計画の作成を進める中で、組合員の皆様の満足度を高めると共に、現場管理の効率化を図ることで、引き続き安定した健全経営が行えますよう役職員一同努力をしておりますので、組合員の皆様の一層のご協力をお願いいたします。

## 5月30日平成26年度通常総代会が開催されました

平成26年度通常総代会が5月30日(金)午後2時より林業総合センター(金沢森林組合本所)にて、石川県県央農林総合事務所の北井所長様をはじめ多数のご来賓をお迎えし、総代200名中165名(内議決権行使書面53名)の出席を得て開催されました。

- 「第1号議案 平成25年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び付属明細書について」
  - 「第2号議案 平成26年度事業計画設定の件」
  - 「第3号議案 平成26年度貸付金の最高限度を定める件」
  - 「第4号議案 平成26年度貸付金利率を定める件」
  - 「第5号議案 平成26年度借入金の最高限度を定める件」
  - 「第6号議案 平成26年度役員報酬を定める件」
  - 「第7号議案 住所不明の組合員について」
  - 「第8号議案 定款及び役員選挙規程の一部変更について」
  - 「第9号議案 平成26年度余裕金預入先金融機関決定の件」
- について、いずれも原案通り可決・承認を頂きました。



## 組合員の皆様へ

# 森林組合では、組合員の皆様に 『森林経営委託契約』 の締結をお願いしています

森林組合では、みなさまの所有林に対し国県市町の補助金を利用して、必要な森林整備を順次実施しているところです。その補助金については、制度改正により平成24年度より長期の森林経営計画を立案して市、町の承認を得ないと申請できなくなっております。

組合にて順次経営計画の立案作業を進めさせていただいておりますが、その前提として、森林所有者と森林組合が長期の森林経営委託契約を取り交わす必要があります。

ご説明が十分に行き届いていないかと思いますが、担当者からお声をかけさせていただいた折には、是非、森林経営委託契約の締結をお願い致します。

森林経営委託契約締結は森林整備のはじめの一步！

## 森林整備実施時に皆様に負担が かからないよう努力しています

◆下刈、枝打ち、間伐、雑木伐採・更新などの森林整備は、国県市町の補助金と組合の経営努力によりほぼ負担なしで実施できます（新植など、一部負担金が発生する場合があります）。

## そのためには森林経営計画を立てることが必要です ～数年先に森林整備する場合も今、立案～

◆平成24年度より制度改正により国県市町の補助金をもらうためには、森林経営計画の立案が必要となっております。

## 計画は『森林経営委託契約』により組合が立案します

◆森林経営計画については、森林組合と「森林経営委託契約」を締結していただければ、組合が皆様と相談しながら立案させていただきます。

◆整備実施にあたっては、あらためて承諾を頂きます。勝手に森林整備をすることはありません。

◆集落の山林全体（50%以上）の計画（整備をしない保全行為も含めた計画）が必要となります。

ご不明な点は、お気軽に組合の森林整備担当職員にお尋ねください

金沢本所	076-229-1131
森本事業所	076-257-2077
津幡事業所	076-288-3132
かほく事業所	076-281-0728

※手入れ不足林、侵入竹については、別途、いしかわ森林環境税を使った整備も可能です。

## 組合員の皆様、ご注意ください

長期間、住所不明の組合員さんについては除名させていただくことになりました。

組合員さんの中で住所変更の手続がなされておらず、総代会の議案書を送付しても戻ってくる場合は、事務員が他の組合員さんに問い合せたり、事業担当者が元の住所の近所の方に尋ねたりを繰り返し、行方不明の組合員さんを減らす努力をしております。

しかし、破産された方等を含め、長期間にわたり行方がわからない組合員さんがどうしても残ってしまい、配当の計算の際にはそれらの方を含めて計算がなされているのが現状です。

当組合の上部団体である全国森林組合連合会からの指導では、

「長期間行方不明の状態が継続している組合員については、組合の諸活動に支障を来たすこと、また、そのような組合員に対して組合員たる地位を保障する必要性は少ないこと等から、除名することが適当ではないかと考えられます。組合員の除名は組合法第37条第2項各号の組合員についてのみ可能となっておりますが、これをさらに具体的に定める模範定款例第14条(当組合定款第14条)第1項各号のうち1号の「引き続き5年以上この組合の施設を全く利用しなかったとき」に当たるものとして、行方不明者の除名が行われることが一般的です。」

とあるとおり、長期間行方不明の組合員さんについては除名の手続を取らせていただきたいと思います。このような除名の措置はこれまでとられていなかったことから、今回のお知らせをさせていただいて1年間の周知期間を置いた上で、来年度の総代会において除名の決議がなされた場合に限り、除名させていただくこととしたいと考えています。以下が、現在対象とされている組合員さんの集計表です。

住所不明組合員の集計表

平成26年3月31日現在

管内区分	人数	出資金額	出資予約預り金	合計
本所管内	8人	314,000円	3,534円	317,534円
森本事業所管内	10人	175,000円	5,620円	180,620円
津幡事業所管内	15人	31,000円	3,553円	34,553円
合計	33人	520,000円	12,707円	532,707円

除名は、あくまでやむを得ないばあいに行わせていただく措置ととらえております。

組合員の皆様におかれましては、

**次のいずれかに該当する方は必ず各事業所へご連絡下さい(用紙をお送りします)。**

- ・住所を変更された方・・・住所変更届
- ・相続により組合員となる方・・・相続加入申込書
- ・譲渡等により出資持分を変更したい方・・・持分譲渡加入申込書
- ・山林を譲渡する等組合員でなくなった方で、まだ手続きをしていない方・脱退届

なお組合員の皆様には下記の特典があります。

- ・様々な補助により間伐・枝打ち等の森林整備ができます。
- ・出資金に対して、配当金が支払われます。(原則として出資金に充当いただいております。)
- ・ご利用いただいた事業に対して利用配当が支払われます。(原則として出資金に充当いただいております。)
- ・庭木・花鉢等の販売をしている緑化木センターで5%の割引が受けられます。

**金沢森林組合では組合員を募集しております。未加入の森林所有者をご紹介します。**

**組合員とは**

森林組合は人々が助け合う「相互扶助」の精神のもと、森林所有者が中心となって出資し、運営、利用する組織です。そのため森林組合に出資した方を組合員と呼んでいます。

## 当組合宮野工場で木材加工ができます

お手持ちの原木をお持ち込みいただければ、ご要望に応じて製材加工いたします。

料金：1時間 13,000円

直径60cm以下、長さ5m以下の原木が対象です。

ご要望があればカンナがけもできます（別料金）。

あらかじめ、ご連絡をお願いいたします。

金沢森林組合 金沢ウッドプラザ（宮野工場）住所：〒920-0153 金沢市宮野町リ440番地  
電話：076-257-8331 FAX：076-257-8377 E-mail：woodplaza@kanazawa-forest.com

りょっかぼく

## 緑化木センターをご利用ください

緑化木センターは、庭園・園芸に関する総合センターです。

各部門をご紹介します。

○販売部門：花苗・庭木（苗木から成木まで）・果樹苗・園芸用品・種・盆栽などの

販売のほか、各種イベント・出張教室などを開催しております。

県内産薪もご用意しております。

○リース部門：観葉植物・松盆栽・コチョウランなどをリースいたします。

オフィス・店舗・ご自宅に緑の空間を演出してみませんか？

○造園・エクステリア部門：お客様のお庭のこと、何でもご相談ください。

思い描く理想のお庭の設計・施工、年間管理作業

（剪定・雪つり・病害虫防除・施肥）等、

当店スタッフが親切・丁寧・専門的にアドバイス致します。（相談・見積無料です。）

金沢市記念樹引換券もご利用できます。

皆様のご来店を心よりお待ちしております。（緑化推進課 田谷）

詳しくはホームページをご覧ください！ <http://www.kanazawa-forest.com>

フェイスブック始めました！ <http://www.facebook.com/kanazawaforest.green>

〒920-1302 金沢市末町12字148-1 TEL：076-229-2248 FAX：076-229-2347



ツバキ“四海波（しかいなみ）”  
ゴージャスではかなげな絞り咲き  
欧米でもオリエンタルな人気。花の  
ない時期に美しい花を咲かせます。  
世界中で愛されている花木です。

## 石川県森林公園で森林セラピープラスはじまりました

### 森林セラピープラスとは

当組合が指定管理者となっております森林セラピー基地「石川県森林公園」のオリジナルセラピープログラムです。森林セラピープラスの特徴は、セラピーロードでの「森林散歩」と「森林安息」に「プラスワン」のプログラム構成になっております。森林の中で五感（嗅覚・視覚・触覚・聴覚・味覚）を使うことにより心身をリフレッシュさせ、さらに心身のONとOFFの切り替えを体験できるプログラムは、皆様の健康ライフの向上に繋がることでしょう。四季折々の森林セラピープラスをぜひ体験してください。

お申し込みは下記ホームページから

<https://www.town.tsubata.ishikawa.jp/therapy/plus.php>



「森のレストラン」のセラピーディッシュやプレスコーヒーもお楽しみいただけます。

## 金沢市の「森のテラス」で暑さを吹き飛ばしませんか？

「森のテラス」は絶好のロケーションの中、手ぶらでバーベキューが楽しめるということで、人気急上昇中です。

金沢城・兼六園をはじめとした金沢中心街より車でわずか30分の医王の里オートキャンプ場横にあります。

金沢市の中心からこんなに近いのに、標高500mあるため市街より3~4度は涼しい上、高原の風の中での生ビールはまた格別です。

組合員の皆様も週末（平日でも6名以上ならあらかじめ予約で利用できます）は是非ご利用ください。夏休み・お盆のご家族・ご親戚のお集まりにもオススメです。

焼き肉セット1000円（1人前）からですべて北陸産の安心肉です。

ファミリー、カップル、団体（100名まで）でも楽しめます。土曜、日曜、祭日の10:00~16:30営業

平日は6名以上の予約でOK。TEL076-229-1312

夜9:30まで可能。

詳細は<http://www.iouzen.com/>

